

会

報

社団法人 日本病理学会  
〒113-0033  
東京都文京区本郷2-40-9  
ニュー赤門ビル4F  
TEL: 03-5684-6886  
FAX: 03-5684-6936  
E-mail: jsp@ma.kcom.ne.jp  
http://jsp.umin.ac.jp/

社団法人日本病理学会

第204号

平成17年(2005年)1月刊

## 1. 現在における剖検費の試算について

日本病理学会理事長 森 茂郎  
日本病理学会医療業務委員長 黒田 誠  
日本病理学会剖検・病理技術小委員長 谷山清己

数年来、病理学会の会員の皆様から、剖検費は現在いく  
らとして考えればよいのかという質問をされており、特に  
受託解剖をする場合に背景のしっかりとした料金設定が必要  
であり、早急に対応していただきたいとの要望をいただ  
いておりました。

長きにわたり病理学会として正式に対応しておりません  
でしたので、医療業務委員会の剖検・医療技術小委員会で  
人件費、施設にかかわる経費、剖検の執刀にかかわる経費、  
標本作製にかかわる経費、診断にかかわる経費、その他の  
雑費等を詳細に検討し、1体約25万円という試算をいたし  
ました。これは卒後10年目の病理医が執刀し、介助と標本  
作製に臨床検査技師各々1名が担当した場合のモデルケー  
スです。(病理医の労働時間は合計12時間と設定してあり  
ます。)

内容は以下のとおりです。これをもって日本病理学会の  
私見とさせていただきます。

剖検費用(1体につき)

(単位:円)

項目	金額
1. 人件費 医師	48,163.70
技師	18,711.10
2. 遺体収集費(遺族への謝金)	10,000.00
3. 葬祭費(慰霊祭経費)	5,000.00
4. 剖検室使用費および剖検時間関連諸経費	26,318.00
5. 組織標本作製費	26,472.00
6. 病理解剖特別検査費	14,076.20
小計 A	148,741.00
7. 剖検診断費 (保険加算相当点数を参考とした場合)	

3臓器	880点×3	26,400.00
細胞診(その他)	190点×1	1,900.00
組織診断料	255点×1	2,550.00
検体検査管理加算	300点×1	3,000.00
免疫抗体法加算	300点×1	3,000.00
電子顕微鏡加算	1,200点×1	12,000.00
組織培養陽性1臓器		3,010.00
動脈血培養陽性		3,896.00
診療情報提供料	520点×1	5,200.00
小計 B		60,956.00
8. 諸費		
報告書作成費		10,000.00
光熱水道費		6,000.00
標本管理費		5,000.00
危険手当(医師, 技師)		15,000.00
剖検室清掃・遺体清拭料		5,000.00
小計 C		41,000.00
総計		250,697.00

人件費は国家公務員の給与を基盤に算定していますが、  
最低基準とお考えください。

報告書作成費は剖検診断書に該当し、診療情報提供料は剖  
検報告書内の臨床経過を含む症例の概略提示に該当すると  
解釈しています。

なお、遺体搬送費およびCPC等については含まれており  
ませんので、個々の症例の状況に応じ当事者間で御協議く  
ださい。

また、現在論議されている医療関連死の症例については  
この限りではありません。

この件につき、お問い合わせのある方は病理学会までお問  
い合わせください。医療業務委員長が対応させていただきます。

## 2. 理事会及び総会

平成16年12月1日(第50回秋期特別総会の前日)に名古屋国際会議場にて理事会が開催され、12月2日には総会が開かれた。これらの理事会、総会では、理事長報告、各種委員会委員長報告が行われた。

協議事項としては、総会では、平成17年度事業計画並びに収支予算、「病理専門医制度規程」の改訂、第52回(平成18年度)秋期特別総会世話人、第96回(平成19年度)総会会長が協議され、それぞれ原案のとおり決定した。

理事会では、「診断病理編集委員会内規」、「診断病理編集長選考細則」及び「病理診断に関わる研修についての細則」の制定、「編集委員会内規」等の改訂、「病理解剖に関する遺族の承諾書(モデル)」の変更、第6回(平成16年度)会員の海外派遣者、第5回(平成17年度)海外病理学会会員の招へい者、第4回(平成16年度前期)海外病理学会参加支援者、ドイツ病理学会会員の研究者(留学生)及び平成16年度上期新入会員をそれぞれ決定した。

また、名誉会員の有資格者名簿を整理・確認し、推戴に向けて作業を始めた。

なお、「患者に由来する病理検体(細胞診、生検組織診及び手術に由来する検体)の保管・管理・利用に関する見解」(中間報告)案は、現段階での承認としたが最終案は倫理委員会からの提案を待つことにした。

## 3. 学術集会

### (1) 第50回(平成16年度)秋期特別総会

名古屋市立大学を世話機関として柴本忠昭、白井智之の両世話人のもとで、平成16年12月2日(木)～3日(金)の2日間、名古屋国際会議場にて開催された。A演説10題、B演説3題、シンポジウム7題、病理診断シリーズ2題の発表と討論が行われた。

(2) 今後予定されている総会は、以下のとおりである。

#### 1) 第94回(平成17年度)総会

世話機関：東海大学

会長：長村義之教授

会期：平成17年4月14日(木)～16日(土)

会場：パシフィコ横浜

#### 2) 第51回(平成17年度)秋期特別総会

世話機関：東京大学

世話人代表：深山正久教授

会期：平成17年11月17日(木)～18日(金)

会場：東京大学安田講堂

#### 3) 第95回(平成18年度)総会

世話機関：杏林大学

会長：坂本穆彦教授

会期：平成18年4月30日(日)、  
5月1日(月)～2日(火)

会場：京王プラザホテル

#### 4) 第52回(平成18年度)秋期特別総会

世話機関：和歌山県立医科大学

世話人代表：覚道健一教授

会期及び会場：未定

#### 5) 第96回(平成19年度)総会

世話機関：大阪大学

会長：青笹克之教授

会期及び会場：未定

## 4. 理事長報告

- (1) 厚生労働省は、医療過誤に関連して異状死問題を扱う第三者機関(病理と法医の合同解剖を行う機関)の編成を目指し、医療関連死の調査分析モデル事業を企画している。これには複数の医学部を有する東京、神奈川、愛知、大阪、福岡をコアとする案が出された。本学会では、全国の7地域でトライアルをしたという提案があり、当該施設の調査中である。
- (2) 9月15日の衛生検査所病理部門連絡協議会には、森理事長、長村病理専門医部会長、黒田医療業務委員長が出席し、病理診断施設(仮称)設置の実現等に関して協議した。後日、衛生検査所側からこれらに関する要望書が提出されたのを機会に「病理診断体制検討委員会」(仮称)を設置することにした。
- (3) 理事長のアドホック委員会であった「地域病理ネットワーク検討委員会」は、医療業務委員会の小委員会として継続することにし、委員長に井内康輝前委員長が就任した。
- (4) 口腔病理専門医の広告について、林良夫口腔病理専門医制度運営委員長、山本浩嗣同委員会委員と長村、坂本両常任理事とで歯医学の専門医制度の枠組み変更は可能か検討した。
- (5) 「診断病理」編集委員会並びに「診断病理」部会報編集委員会は、病理専門医制度運営委員会に所属する委員会として位置付けることにし、「診断病理」編集委員長は、病理専門医制度運営委員会委員及び編集委員会委員とすることにした。
- (6) 日本学術会議会員候補者として、本学会から理事を中心に15名の情報提供を行うことにした。

## 5. 各種委員会の活動状況

### (1) 企画委員会(坂本穆彦委員長)

- ① 「病理専門医の職能に関する小委員会」は、資料収集のうえで鋭意検討しているが現実には病理医の開院、診断施設の設置(NPO)等の実現には難し

さが山積している状況にある。

- ② 「病理検査技師との関係に関する小委員会」は、資料を収集し、病理検査士制度 (Pathology Assistant (PA)) を引続き検討中である。
- (2) 広報委員会 (堤 寛委員長)
    - ① ホームページのデザイン、内容をリニューアルすることにした。今年度中には専門業者を決め、早い時期に改訂を行うことにしている。
    - ② ホームページで英語のバージョンをつくりたい。
  - (3) 財務委員会 (坂本穆彦委員長)
    - ① 17 年度事業計画と収支予算案を承認した。
    - ② 終身会費の預金の仕方、取り崩し等の基本計画を検討し、平成 16 年度から学術医療基金に預金し、毎年度にその 1/10 を予算化して使用することにした。
    - ③ 病理専門医部会費の使途が分かりにくい面があったので、病理専門医制度運営委員会で検討してもらうことにした。本委員会では、部会費設定当初の使途計画にあったように、支出予算の支部運営経費の積算根拠に計上することを病理専門医制度運営委員会に提案することにした。
    - ④ 既に来日したドイツ病理学会会員の交換留学生には、滞り期間が短かったので 500,000 円を支出することとし、更に 1 名を受入れることにした。
  - (4) 学術委員会 (岡田保典委員長)
    - ① 宿題報告の再募集を行っている。12 月中に本委員会候補者を選出し、理事会に諮る予定である。
    - ② A・B 演説の発表や学術奨励賞の顕彰において、制度的に整合性を持たせた新たな提案ができるか検討した。全体として根本的な議論が必要という考え方と現実的に対応しようとする考え方があり、引続き議論することになった。ただし、A 演説については、なんらかの形の“賞”を設置することで概ねのコンセンサスを得られた。次回の学術・研究推進合同委員会でネーミングを含めてさらに検討することにした。
    - ③ 春秋の学術集会のあり方については、関係委員へのアンケートの結果に基づく委員長試案が原案(5 案)となり、審議の結果、「春秋の学術集会の枠組みをかえず改革する」(案)と「春の学術集会は、従来どおり学術・医業を包括する総合的な集会、秋の学術集会は、医業・生涯教育としての病理学に課された諸問題を解決するための集会」(案)の 2 案に絞られた。しかし、結論は急がず、会員に審議経過を知らせるとともに、学術集会がより活発となるよう会員のパブリックコメントを求めながら進めていくことにした。
  - (5) 研究推進委員会 (岡田保典委員長)
    - ① 第 4 回 (平成 16 年度) 技術講習会は、12 月 1 日、名古屋国際会議場 (横崎 宏教授 (神戸大学) 担当) において、80 名の参加者を得て実施された。なお、次回の技術講習会は、平成 17 年 11 月 16 日 (秋期特別総会の前日)、東京都 (笹野公伸教授 (東北大学) 担当) で開催する予定となった。
    - ② 第 1 回日本病理学会カンファレンス (2004 ひろしま) は、7 月 30 日～31 日、広島フォレストヒルズガーデン・広島エアポートホテル (安井 弥教授 (広島大学) 担当) において、約 100 名 (83 名の参加者、講師 10 名、ほか担当者) の出席者を得て実施された。なお、次回のカンファレンス (2005 道後) は、テーマは“免疫”とし、平成 17 年 7 月 29 日～30 日、愛媛県道後温泉 (能勢真人教授 (愛媛大学)、林 良夫教授 (徳島大学) 担当) で開催する予定となった。
  - (6) 編集委員会 (岡田保典委員長)
    - ① 本委員会委員に診断病理編集委員長が加わることになった。
    - ② 欧文誌の 2004 年の投稿は、300 編となり、2003 年のインパクトファクターは、1.163 と初めて大台にのった。
    - ③ 剖検輯報の発行は、順調に進行している。
  - (7) 病理専門医制度運営委員会 (長村義之委員長)
    - ① 第 22 回 (平成 16 年度) 病理専門医試験 (名古屋大学会場) の受験者は、72 名であり、61 名 (合格率 84.7%) が合格した。
    - ② 病理専門医資格更新は、1 名を除いて 307 名が更新した。
    - ③ 病理専門医制度規程の細則として「病理診断に関わる研修についての細則」をまとめた。
    - ④ 平成 16 年度認定病院・登録施設の更新は、認定病院 A は 6 件、認定病院 B は 15 件を、登録施設は 10 件をそれぞれ承認した。
    - ⑤ 大学病院を認定病院として認定を行うか検討している。
    - ⑥ 各病院長に病理研修施設 (認定病院、登録施設) 認定証の料金設定、認定料等に関するアンケート調査を行うか検討している。
    - ⑦ 病理指導医制度を検討している。案として病理専門医資格更新者を考えている。
    - ⑧ 病理専門医部会の会議開催を春の学術評議員会と病理専門医部会を直列に結んで連続して行うこととし、第 94 回総会から実施することにした。
    - ⑨ 病理専門医制度・口腔病理専門医制度の両運営委

員会では、口腔病理専門医の広告認可が得られるよう厚労省医政局総務課担当官に要請を行っている。

- ⑩ 病理科の標榜については、厚労省医政局相談課と折衝していくことになる。

(8) 医療業務委員会（黒田 誠委員長）

小委員会を中心に以下のとおり報告された。

- ① コンサルテーション小委員会は、来年度からコンサルテーションボードを全面的に改訂することにした。コンサルテーションは、年間500件を超えるようになった。
- ② 社会保険小委員会は、6月3日、厚生労働省に病理診断に関わる診療報酬についての要望書を提出した。また、麦谷真理厚労省医政局医療課長の来会を得て講習・勉強会を開催した。
- ③ 精度管理小委員会は、認定病院の新規認定及び更新にかかる精度管理に関する再提案を行った。
- ④ 剖検・病理技術小委員会では、病理業務、細胞診講習会についてのアンケート結果、及び病理医ネットワーク、臨床研修についての分析結果の報告を行った。
- ⑤ 癌取扱い規約小委員会では、取扱い規約の中で「病理」と「臨床科」が連名になっている場合は、病理学会を通じて委員を推薦するシステムを検討している。

(9) 口腔病理専門医制度運営委員会（林 良夫委員長）

- ① 第12回（平成16年度）病理専門医試験（名古屋大学会場）の受験者は、6名であり、全員が合格した。
- ② 口腔病理専門医資格の更新者は、21名であった。
- ③ 試験委員会、試験実施委員会の各委員を決めた。
- ④ 口腔病理専門医の広告については、病理学会全体の問題として前向きに扱っており、厚労省医政局総務課と折衝が続いている。

(10) 教育委員会（恒吉正澄委員長）

- ① 病理学教育を考えるワークショップは、今年も継続した。教育資料の共用化をテーマに問題を整理している。
- ② 過去3年間で作成してきた「モデル・コア・カリキュラムの改訂に関する提言」を作成した。これを講義、教科書に取り入れ、教育に役立ててほしい。
- ③ 教育資料の共用化のために“具体的な疾患をミクロ化、画像化、肉眼でみることができるようセットにしてパソコンに取り入れ（「バーチャルスライド」と呼ぶ）、会員が見られる”ようにする作業を考えている。

(11) 国際交流委員会（笹野公伸委員長）

委員会では、以下の事項を理事会に諮り、いずれも承認された。

- ① 平成16年度本学会会員海外派遣者には、泉 美貴、清川貴子、佐藤雄一の3名の会員を推薦した。
- ② 平成17年度海外病理学会からの会員招へい事業は、群馬乳腺臨床懇話会病理特別セミナー（1件1名；小山徹也（群馬大学）担当）、浜名湖国際セミナー（1件2名；小林 寛（聖隷浜松病院）担当）の2件を推薦した。
- ③ 平成16年度（前期）海外病理学会参加支援事業は、荒川 敦、平林健一、笠島敦子、久米佳子、黒田直人、小川高文、寺戸雄一、和仁洋治の8名の会員を推薦した。
- ④ 日独病理学会交流の受け入れ事業として、服部隆則教授（滋賀医科大学）によるミシェル ヘルクト氏の受け入れを決めた。あと1名の追加を予定している。

(12) 支部委員会（小川勝洋委員長）

- ① 異状死に係る問題について、全国の7地区において病理側から協力できるモデル施設の調査を行っている。
- ② 支部の活動は、本学会標準規定に沿って各支部内規が規定されているができるだけ幅広い活動ができるように標準規定を一部修正した。

(13) 倫理委員会（井藤久雄委員長）

- ① 今年度から3名の外部委員が加わり、3回の委員会を開催した。
- ② 「患者に由来する病理検体（細胞診、生検組織診及び手術に由来する検体）の保管・管理・利用に関する見解」の変更（中間報告）（案）を理事会に諮り、承認された。その結果、当時の判例とは別の判例がでて180度近い反対の見解となっているが委員会において詳細をつめることにしている。
- ③ 「病理解剖に関する遺族の承諾書（モデル）」は、あらためて外部委員の意見を取り入れて文言を柔らかく、分りやすく修正した。理事会に諮り、承認された。

6. 平成17年度事業計画並びに収支予算について

第50回秋期特別総会における会員総会で、社団法人病理学会平成17年度事業計画並びに収支予算が以下のとおり決定した。

○社団法人日本病理学会 平成17年度事業計画  
（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）

## [事業の概要]

## I. 学術集会, 研究会等の開催

## 1. 学術集会の開催

- (1) 「第94回日本病理学会総会」(於横浜・長村義之会長)
- (2) 「第51回日本病理学会秋期特別総会」(於東京・深山正久世話人代表)

## 2. 研究会, 講習会等の開催

- (1) 第2回日本病理学会カンファレンス
- (2) 細胞診講習会
- (3) 病理診断講習会
- (4) 病理技術講習会
- (5) 各支部会における「学術・研修集会」

## 3. 「一般公開講座・公開シンポジウム」の開催

## II. 学会誌, 学術図書等の発行

1. 「日本病理学会会誌」の発行(第94巻第1~2号)
2. 「Pathology International」の発行(第55巻第4~12号, 第56巻第1~3号)
3. 「診断病理」の発行(第22巻第2~4号, 第23巻第1号)
4. 「日本病理学会会報」の発行(第207~218号)
5. 「病理専門医部会報」の発行(2005年第2~4号, 2006年第1号)

## III. 研究及び調査

1. 「日本病理剖検輯報」の発行 第46輯(平成15年症例)
2. 剖検輯報編集方法の変更・充実
3. 剖検記録データベースの再構築

## IV. 病理専門医等の資格認定

1. 病理専門医・口腔病理専門医の認定・試験の実施
2. 病理専門医の広告
3. 研修ガイドラインの改訂
4. 研修施設の認定

## V. 学術団体との協力, 連絡

1. 他学会との会議共催及び後援(国内)
2. 腫瘍取扱い規約等の改訂
3. 海外病理学会との交流
  - (1) 英国病理学会との会員の相互派遣, 学術交流
  - (2) ドイツ病理学会との学術交流

## VI. その他目的を達成するために必要な事業

1. 日本病理学会奨励賞の授与
2. 会員の海外派遣の実施
3. 病理学卒前教育の充実
4. 病理診断コンサルテーションシステムの充実
5. インターネットホームページの充実
6. 医師賠償責任保険加入取扱いの実施
7. 病理専門医制度運営, 口腔病理専門医制度運営, 医療

## 業務等の各種委員会の開催

## ○社団法人日本病理学会平成17年度収支予算

(平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)

(単位: 円)

科目	予算額	前年度予算額	増減
<b>I. 収入の部</b>			
<b>1. 基本財産運用収入</b>	<b>3,000</b>	<b>20,000</b>	<b>△ 17,000</b>
<b>2. 会費収入</b>	<b>79,680,000</b>	<b>76,930,000</b>	<b>2,750,000</b>
正会員・学術評議員会費	31,000,000	34,500,000	△ 3,500,000
同 終身会費	7,000,000	0	7,000,000
同 一般会員会費	30,000,000	30,000,000	0
学生会員会費	30,000	30,000	0
賛助会員会費	350,000	350,000	0
機関会員会費	500,000	550,000	△ 50,000
病理専門医部会員会費	10,800,000	11,500,000	△ 700,000
<b>3. 事業収入</b>	<b>113,700,000</b>	<b>111,850,000</b>	<b>1,850,000</b>
学術集会収入	68,000,000	62,000,000	6,000,000
論文掲載料収入	3,000,000	3,000,000	0
広告料収入	2,000,000	2,000,000	0
刊行物発行収入	17,500,000	17,500,000	0
専門医制度収入	15,700,000	15,700,000	0
病理専門医部会収入	4,500,000	2,500,000	2,000,000
講習会等収入	1,500,000	8,250,000	△ 6,750,000
賠償保険事務費収入	1,500,000	900,000	600,000
<b>4. 補助金収入</b>	<b>10,800,000</b>	<b>11,600,000</b>	<b>△ 800,000</b>
<b>5. 雑収入</b>	<b>662,000</b>	<b>600,000</b>	<b>62,000</b>
受取利息収入	12,000	100,000	△ 88,000
雑収入	650,000	500,000	150,000
<b>当期収入合計 (A)</b>	<b>204,845,000</b>	<b>201,000,000</b>	<b>3,845,000</b>
<b>前期繰越収支差額</b>	<b>39,758,000</b>	<b>37,649,000</b>	<b>2,109,000</b>
<b>収入合計 (B)</b>	<b>244,603,000</b>	<b>238,649,000</b>	<b>5,954,000</b>

科目	予算額	前年度予算額	増減
<b>II 支出の部</b>			
<b>1. 事業費</b>	<b>162,650,000</b>	<b>160,150,000</b>	<b>2,500,000</b>
学術集会経費	70,000,000	64,000,000	6,000,000
学会誌発行経費	38,000,000	36,000,000	2,000,000
会報発行経費	3,500,000	3,100,000	400,000
剖検輯報刊行経費	18,000,000	17,000,000	1,000,000
専門医制度運営経費	10,800,000	11,800,000	△ 1,000,000
病理専門医部会経費	11,500,000	7,100,000	4,400,000
支部運営経費	3,350,000	5,150,000	△ 1,800,000
学術奨励等経費	3,000,000	2,500,000	500,000
各種委員会経費	2,500,000	3,000,000	△ 500,000
講習会等経費	2,000,000	10,500,000	△ 8,500,000
<b>2. 管理費</b>	<b>32,670,000</b>	<b>34,060,000</b>	<b>△ 1,390,000</b>

人件費	15,500,000	18,000,000	△ 2,500,000
福利厚生費	1,600,000	1,800,000	△ 200,000
交通費	700,000	700,000	0
通信運搬費	2,500,000	2,500,000	0
会議費	1,000,000	700,000	300,000
印刷費	2,400,000	2,300,000	100,000
備品費	200,000	200,000	0
消耗品費	300,000	300,000	0
光熱水料	230,000	270,000	△ 40,000
賃借料	2,800,000	2,800,000	0
諸会費	950,000	900,000	50,000
補助費	200,000	200,000	0
修繕料	100,000	100,000	0
嘱託料	1,490,000	1,490,000	0
租税公課(消費税)	2,200,000	1,300,000	900,000
雑費	500,000	500,000	0
<b>3. その他</b>	<b>7,800,000</b>	<b>1,200,000</b>	<b>6,600,000</b>
退職給与引当預金支出	1,500,000	1,200,000	300,000
学術医療基金 同	6,300,000	0	6,300,000
<b>4. 予備費</b>	<b>1,000,000</b>	<b>1,000,000</b>	<b>0</b>
当期支出合計 (C)	<b>204,120,000</b>	<b>196,410,000</b>	<b>7,710,000</b>
当期収支差額 (A-C)	<b>725,000</b>	<b>4,590,000</b>	<b>△ 3,865,000</b>
次期繰越収支差額 (B-C)	<b>40,483,000</b>	<b>42,239,000</b>	<b>△ 1,756,000</b>

## 7. 諸規定の制定について

第50回秋期特別総会の前日に開催された理事会で、実務に併せて「診断病理編集委員会内規」、「診断病理編集長選考細則」及び「病理診断に関わる研修についての細則」を制定した。その規定は以下のとおりである。

### ○ 「診断病理」編集委員会内規

1. 病理専門医制度規程に基づき、「診断病理」編集委員会内規を定める。
2. 本委員会は、「診断病理」の発行に関する審議と起案を行う。
3. 委員は、「診断病理」編集長が候補者を推薦し、病理専門医制度運営委員会の承認を受けた者とする。ただし、委員の内、支部学術委員は各支部の決定による。
4. 委員は、査読委員と支部学術委員として選出し、委員会における審議、起案に加わるほか、投稿論文の査読など編集の実務を担当する。
5. 委員長は、「診断病理」編集長がこれにあたる。編集長選考細則は別に定める。
6. 査読委員の任期は4年とし、2年毎に半数の改選を行う。

7. 委員長は、補佐として委員の中から「診断病理」副編集長を指名することができる。
8. この細則の改廃は、理事会の議決による。

### 附 則

1. この内規は、平成16年12月1日制定施行する。

### ○ 「診断病理」編集長選考細則

1. 「診断病理」編集委員会内規に基づき、「診断病理」編集長選考細則を定める。
2. 「診断病理」編集長は、病理専門医の中から公募する。応募のあった編集長候補者の中から理事会にて選任する。
3. 「診断病理」編集長の任期は5年とし、再任を妨げない。ただし、再任以降の任期は2年とする。
4. この細則の改廃は、理事会の議決による。

### 附 則

1. この細則は、平成16年12月1日制定施行する。

### ○ 病理診断に関わる研修についての細則

1. 病理専門医制度規程に基づき、病理診断に関わる研修についての細目を定める。
2. 病理専門医認定試験の受験資格を得ようとする者は、病理専門医制度規程で定める事項に加え、病理診断について次の各項の研修を修了していること。なお、研修内容は、日本病理学会が提示する研修カリキュラムに準拠したものであることが望ましい。
  - (1) いちじるしく片寄らない症例についてみずからの執刀による病理解剖(剖検)を行い、病理解剖最終診断報告書を作成した剖検例を50例以上経験していること。
  - (2) いちじるしく片寄らない症例についてみずから病理組織学的診断を行った生検ならびに手術切除検体5,000例(50例以上の術中迅速診断を含む)以上を経験していること。
  - (3) 日本病理学会(支部を含む)、国際病理アカデミー日本支部等の主催する病理組織診断に関する講習を受講していること。
  - (4) 日本病理学会等の主催する細胞診に関する講習を受講していること。
  - (5) いちじるしく片寄らない症例についてみずから診断した細胞診1,000例(スクリーニング、陰性例を含む)以上を経験していること。
  - (6) CPCを2例以上担当していること。
  - (7) いちじるしく片寄らない症例の病理解剖例について、みずから諸臓器の病理組織標本の作製を2例

以上経験していること。

3. この細則の改廃は、病理専門医制度運営委員会の審議を経て、理事会の議決による。

#### 附 則

1. この細則は、平成 16 年 12 月 1 日から制定施行する。ただし、上記 2 の (5) から (7) までの項目は、平成 23 年度の試験から適用する。

### 8. 諸規定の改訂について

第 50 回秋期特別総会の前日に開催された理事会で「編集委員会内規」、「学術奨励賞制定内規」、「倫理委員会内規」、また、総会当日の会員総会で「病理専門医制度規程」の一部改訂がそれぞれ行われた。新たな規定は以下のとおりである。

#### ○ 編集委員会内規

(平成 10 年 4 月 13 日制定施行, 同 11 年 1 月 7 日一部改正, 同 15 年 11 月 20 日一部改正)

平成 16 年 12 月 1 日一部改正

1. 常置委員会規程に基づき、編集委員会(以下「本委員会」という)内規を定める。
2. 本委員会は、日本病理学会が行う刊行事業に関する以下に掲げる事項を担当する。
  - (1) 日本病理学会機関誌 (Pathology International, 日本病理学会会誌) の刊行に関すること
  - (2) 日本病理剖検輯報の刊行及びこれに伴う会員施設の剖検情報の収集、データベースの作成に関すること
  - (3) その他日本病理学会の行う刊行事業に関すること
  - (4) Pathology International 編集長 (editor) の推薦に関すること
  - (5) 剖検情報委員会委員長の推薦に関すること
  - (6) その他刊行事業に係わる事項に関すること
3. 編集委員長は、理事会にて選任するものとする。
4. 本委員会は、編集委員長及び次の各号に掲げる委員で組織する。
  - (1) 学術委員長
  - (2) 研究推進委員長
  - (3) 企画委員長
  - (4) 広報委員長
  - (5) 財務委員長
  - (6) 医療業務委員長
  - (7) 教育委員長
  - (8) Pathology International 編集長, 副編集長
  - (9) 剖検情報委員長

#### (10) 診断病理編集委員長

5. 本委員会に下部委員会として Pathology International 刊行委員会と剖検情報委員会を置く。

Pathology International 刊行委員会は、Pathology International の刊行に係わる事項を、剖検情報委員会は、日本病理剖検輯報のデータベース作成と刊行に係わる事項を担当する。これらの委員会に関する内規は別に定める。

6. この内規の改廃は、理事会の議決による。

#### 附 則

1. この内規は、平成 16 年 12 月 1 日から施行する。

#### ○ 学術奨励賞制定内規

(平成 11 年 11 月 18 日制定施行, 同 15 年 2 月 21 日一部改正, 同 15 年 4 月 22 日一部改正)

平成 16 年 12 月 1 日一部改正

#### 1. 趣 旨

この内規は、社団法人日本病理学会が行う会員の表彰について、必要事項を定めるものとする。

#### 2. 受賞者

- (1) 表彰は、学術奨励賞とする。
- (2) 学術奨励賞は、病理学の基礎的研究あるいは診断業務の中で特に優れた学術的貢献を行った本学会若手会員に与えられる。この場合の受賞対象者は、その年の 3 月 31 日段階で 3 年以上の会員歴をもつ 40 歳以下の会員とする。

#### 3. 候補者推薦の公募

- (1) それぞれの候補者の推薦は、公募によって受け付ける。
- (2) 学術評議員は、この目的に合致した特に優れた学術研究ならびに事業に特に貢献したと考える者を推薦することができる。
- (3) 春期総会、秋期特別総会の会長、世話人、座長は、これらの学会で特に優れた発表を行った者を推薦することが薦められる。
- (4) 学術奨励賞については、Pathology International 編集長及び診断病理編集委員長は、既に掲載した中から特に優れた論文を推薦することが薦められる。

#### 4. 受賞候補者の選考

- (1) 受賞候補者選考のため、学術奨励賞選考委員会(以下、「選考委員会」という。)を設置する。
- (2) 選考委員会は、年度末に学術評議員に候補者の推薦を公募した上で、寄せられた被推薦者の中から受賞候補者を選考し、理事会に諮るものとする。

- (3) 選考委員会の内規は、別に定める。
5. 受賞者の表彰
- (1) 年間数名に学術奨励賞を与える。
- (2) 学術奨励賞受賞者には、正賞としての賞状、及び副賞として賞金と記念品を贈呈する。
- (3) 次年度の総会において理事長が表彰する。
6. この細則の改廃は、理事会の議決による。

#### 附 則

1. この内規は、平成 16 年 12 月 1 日から施行する。

#### ○ 倫理委員会内規

(平成 13 年 4 月 6 日制定施行, 同 15 年 11 月 19 日一部改正)

平成 16 年 12 月 1 日一部改正

1. この内規は、定款第 26 条第 2 号に基づき、倫理委員会(以下「本委員会」という。)を置き、その目的、業務担当などについて定める。
2. 本委員会は、病理学領域に係る研究や診療等に関する倫理問題を検討し、倫理問題に関する他の機関等との交流・調整を行うことを目的とする。
3. 本委員会は、理事会の諮問に応じて以下に掲げる事項を担当する。
  - (1) 病理学領域に係る研究や診療等に関する倫理問題の検討及び勧告業務
  - (2) 倫理問題に関する他の機関等との交流・調整業務
  - (3) その他倫理問題に関する業務
4. 本委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。
  - (1) 委員は 10 名以内で構成する。
  - (2) 委員は、男女両性で構成し、病理学領域における経験、識見を有する学会員、及び外部委員として人文、社会科学の有識者、及び一般の立場を代表する者を含むものとする。
  - (3) 委員は、理事長が理事会に諮って委嘱する。
- 2 委員会に委員長を置き、理事長が理事会に諮って決定する。また、必要に応じ、副委員長を置くことができる。
- 3 委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。
5. 本委員会は、委員長が招集し議長となる。
  - 2 委員長が必要と認めた場合は、委員以外の者にオブザーバーとして出席を要請し、意見を求めることができる。
  - 3 委員会の審議過程及び決定事項は、理事会に報告する。
6. 本委員会の内規、委員の氏名、委員の構成及び議事要旨は、公開するものとする。ただし、守秘義務のある事項は、除くこととする。

7. 審査対象となる研究計画に関係する委員は、当該研究計画の審査に参与してはならない。ただし、本委員会の求めに応じて、その会議に出席し、説明することを妨げない。
8. 本委員会の軽易な事項の審査を円滑に行うために、小委員会を置く。
  - 2 小委員会委員は、本委員会委員長が必要に応じて数名を指名する。
  - 3 小委員会の審査の結果は、審査を行った以外のすべての委員に報告するものとする。
9. この内規の改廃は、理事会の議決による。

#### 附 則

1. この内規は、平成 16 年 12 月 1 日から施行する。

#### ○ 病理専門医制度規程

(昭和 53 年 4.6 制定施行, 同 58.4.5 一部改正, 平成元年 3.30 一部改正, 同 8.11.7 一部改正, 同 9.11.13 一部改正, 同 10.11.18 一部改正, 同 11.1.7 一部改正, 同 11.4.1 一部改正, 同 13.4.6 一部改正, 同 13.11.27 一部改正, 同 14.7.8 一部改正, 同 15.11.20 一部改正, 同 16.6.10 一部改正)

同 16.12.2 一部改正

#### 1. 目 的

現代の医療における病理学の重要性にかんがみ、日本病理学会病理専門医の制度を設ける。この制度は、能力の優れた専門の病理医を認定することにより、わが国の医療の内容の一層の充実と発展に寄与し、併せて病理学の進歩に資することを目的とする。

#### 2. 認定の方法

- (1) この制度により病理専門医の認定を受けようとする者は、この規程に基づき日本病理学会が行う資格審査ならびに認定試験に合格しなければならない。
- (2) 認定出願の資格は、次のとおりとする。
  - (イ) 日本国の医師免許を取得していること
  - (ロ) 死体解剖保存法による死体解剖資格を取得していること
  - (ハ) 出願時 3 年以上継続して日本病理学会会員であること
  - (ニ) 病理専門医受験申請時に、厚生労働大臣の指定を受けた臨床研修病院における臨床研修(医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定)を修了していること
  - (ホ) 上記(ニ)の臨床研修を修了後、日本病理学会の認定する研修施設において、4 年以上人体病理学を実践した経験を有していること。また、その



期間中に病理診断に関わる研修を修了していることとし、その細則は別に定める。なお、法医学での研修期間は、2年(法医学専攻の大学院修了者)までを充当することができる。

- (ハ) 人体病理学に関する原著論文または学会報告が3編以上あること
  - (ト) 人格・識見に関する研修指導者の推薦があること
  - (チ) 人体病理業務に専任していること
  - (3) 資格審査は、出願者が提出した書類により病理専門医制度運営委員会資格審査委員会が行う。
  - (4) 試験は、病理専門医制度運営委員会試験委員会が行う。試験は、資格試験とし、筆記試験および実地試験を課する。
  - (5) 資格審査および試験についての細則は、別に定める。
  - (6) 既に認定された病理医については、資格取得後5年ごとに資格の更新を行う。資格更新の細則は、別に定める。
  - (7) 病理専門医に適格でない事由を生じた場合、認定を取消すことがある。
3. 研修施設
- (1) 上記2(2)(ハ)の項にいう日本病理学会の認定する研修施設とは次のものをいう。
    - (イ) 日本病理学会認定病院
    - (ロ) 日本の大学医学部・医科大学の病理学講座・附属病院
    - (ハ) 以上と同等またはそれ以上の内容を有すると認められるその他の施設(外国の施設を含む)
  - (2) 認定病院の認定の実務は、病理専門医制度運営委員会施設審査委員会が行う。
  - (3) 認定病院の認定手続ならびに審査基準についての細目は、別に定める。
  - (4) 大学または認定病院と連携して病理業務を行い、研修に協力している施設で、認定病院の基準に満たないものについては、大学または認定病院の申請に基づき、日本病理学会において登録確認する。事情によっては、病院長自ら登録申請することもできる。この種の施設を登録施設とよぶ。
  - (5) 登録施設の登録・確認は、病理専門医制度運営委員会施設審査委員会が行う。
  - (6) 登録施設の登録・確認の取り扱いの細則は、別に定める。
4. 本制度の運営
- (1) 病理専門医制度を運営するため、病理専門医制度運営委員会を置く。
  - (2) 病理専門医制度運営委員会は、次の各号の委員を

以て構成する。

- (イ) 病理専門医部会長
  - (ロ) 医療業務委員長
  - (ハ) 教育委員長
  - (ニ) 診断病理編集委員長
  - (ホ) 理事の互選により選出された者1名
  - (ヘ) 理事会で承認された学術評議員8名
- (3) 委員の任期は2年とし、学術評議員は毎年半数を改選する。ただし、再任を妨げない。
- (4) 前項の規定にかかわらず、理事委員の任期は、それぞれの職務の任期中とする。
- (5) 病理専門医制度運営委員会に委員長をおく。委員長は、病理専門医部会長を以て充てる。
- (6) 病理専門医制度運営委員会に認定の実施のため、次の実務委員会を置くことができる。
  - (イ) 病理専門医資格審査委員会
  - (ロ) 病理専門医試験委員会
  - (ハ) 病理専門医施設審査委員会
  - (ニ) その他の必要な委員会
- (7) 実務委員会に関する細則は、別に定める。

#### 5. 補 則

この規程の改廃は、理事会の審議を経て、総会の議決による。

#### 附 則

1. この規程は、昭和53年4月6日制定施行する。ただし、認定のための試験の実施は、認定病理医(現病理専門医)制度の発足後5年の後より開始する。認定試験実施までの暫定措置は、別に定める。

#### 附 則

1. この規程は、平成13年11月27日から施行する。
- 附 則
1. この規程は、平成14年7月8日から施行する。
- 附 則
1. この規程は、平成15年11月20日から施行する。ただし、2(2)(ニ)の臨床研修終了は、平成17年度医籍新規登録者から適用する。

#### 附 則

1. この規程は、平成16年6月10日から施行する。ただし、2(2)(ハ)は、平成17年度医籍新規登録者から適用する。

#### 附 則

1. この規程は、平成16年12月2日から施行する。

#### 9. 秋期特別総会世話人の選出について

第52回(平成18年度)秋期特別総会世話人代表には、総会で覚道健一教授(和歌山県立医科大学)を決定した。

## 10. 総会会長の選出について

第96回(平成19年度)総会会長には、総会で青笹克之教授(大阪大学)を決定した。

## 11. 会員の海外派遣等について

今年度事業計画に係る「会員の海外派遣」、「海外病理学会会員の招へい」、「会員の海外病理学会参加支援」の各事業は、以下のとおり決定した。

- (1) 第6回(平成16年度)会員海外派遣者は、泉 美貴(東京医科大学)、清川貴子(東京慈恵会医科大学)、佐藤雄一(北里大学)の3会員。
- (2) 第5回(平成17年度)海外病理学会会員招へい事業は、群馬乳腺臨床懇話会病理特別セミナー(イタリアから1名;群馬大学小山徹也助教授担当)、浜名湖国際セミナー(ポルトガル、カナダから各1名;聖隷浜松病院小林 寛部長)の2件。
- (3) 第4回(平成16年度)海外病理学会参加支援者は、荒川 敦(順天堂大学)、平林健一(東海大学)、笠島敦子(東北大学)、久米佳子(順天堂大学)、黒田直人(高知大学)、小川高文(杏林大学)、寺戸雄一(杏林大学)、和仁洋治(倉敷中央病院)の8会員。

## 12. 「患者に由来する病理検体(細胞診,生検組織診及び手術に由来する検体)の保管・管理・利用に関する見解」(中間報告)について

既に本学会で公表している「病理検体の帰属(保管・管理・利用)に関する見解」について、倫理委員会からその見解変更案(中間報告)が提案された。理事会では審議し、承認したが最終案は同委員会の審議を待つことになった。中間報告は、以下のとおりである。

なお、「病理解剖に関する遺族の承諾書(モデル)」は、会報203号;平成16年(2004年)12月刊に掲載済みである。

### 患者に由来する病理検体(細胞診,生検組織診及び手術に由来する検体)の保管・管理・利用に関する見解(中間報告)

平成16年11月  
社団法人日本病理学会  
理 事 会  
倫理委員会

病理学は医療の精度管理のみならず、医学研究の促進、医学教育において重要な役割を果たしている。病理部門には細胞診断、生検組織診断あるいは手術から得られた検体が保管されている。病理医は、高い職業倫理観とプロフェッショナルとしての高度な業務遂行能力を発揮し、これら病理検体を整理・保管し、適切利用に供する責務を有してい

る。

日本病理学会は、平成14年度に以下の見解を提示した;

「病理検体の保管は患者の尊厳とプライバシーが保護される形でなされなければならない。これらの配慮は診断書、顕微鏡標本、パラフィン・ブロックあるいは肉眼写真についてもなされる必要がある。

なお、病理組織診断終了後の臓器・組織あるいは顕微鏡標本は患者本人に帰属する。従って、返却を求められた場合は、それに応じる必要がある。」

「生命倫理」や「医の倫理」は時代や社会の変遷により変化するものであるが故に、絶えず検証・評価を重ねる必要がある。このため、日本病理学会倫理委員会では外部委員を加え、検討を重ねた。その結果、現時点における病理医の医療における任務、社会に対する責務を考慮すると、平成14年度見解は必ずしも適切とは見なし得ないとの結論に達した。

現時点では、病理検体(細胞診、生検組織診及び手術に由来する検体)の保管・管理・利用に関し、以下の如く思慮される。

「検体由来者である患者やその家族から病理検体の全部あるいはその一部の返還要請があったとしても、正当な利用や適切な管理が担保されない限り、返却・譲与すべきではない。医療機関あるいは病理医としての業務遂行、すなわち病因と病態の解明に支障が生じ、加えて、公序良俗に反する可能性が否定できないからである。」

### 【日本病理学会倫理委員会における議論の前提】

1. 本見解は、細胞診、生検組織診及び手術に由来する検体を対象としており、病理解剖から得られた検体には適用しない。
2. 病理検体を以下の2群に区分けして議論を進める。  
病理臓器：未固定及び固定された細胞、組織、臓器であり、病理部門でさらなる加工が加えられていない(凍結ブロックを含む)。  
なお、病理臓器は感染性廃棄物として取り扱われる。  
病理標本：病理部門で加工された全ての標本を含む。これには電子顕微鏡/パラフィン・ブロック、プレパラート、肉眼・顕微鏡写真などを含む。
3. 「病理臓器」及び「病理標本」を医学教育、病理業務の精度管理あるいは医療監視(medical audit)に利用することは、本来の病理業務であり、目的外使用にあたらぬが、社会の理解を得る不断の努力が必要である。
4. 病理検体を用いた研究は、日本病理学会理事会が平成12年11月に提示した如く、その必要性、重要性に鑑み、今後も積極的に促進されるべきである。なお、全ての臨床研究が倫理審査の対象となるが、適切な

手続きを経る限り、研究を阻害するものではない。

5. 症例報告のあり方に関しては、既に日本病理学会として指針を提示しており、原則として倫理審査の対象としない。
6. 病理検体の保管・管理・利用に関する諸問題に関しては、倫理委員会から日本病理学会に問題提起し、会員が認識や見解を共有した後、それを社会に発信し、その反応を勘案しながら、学会としての見解を公にすべきである。

#### 【倫理委員会における議論と日本病理学会への提案】

1. 「病理臓器」は病理診断が確定した後に検体由来者や家族などから返却要請があった場合、正当な理由があれば、返却することがありうる。
2. 病理診断に用いられた「病理標本」は保険医療機関及び保険医療費担当規則(昭和32年4月30日)に規定される「診療に関する諸記録」と見なすべきであって、3年間は病院ないし施設で保管の義務を有するものと考えられる。従って、検体由来者や家族などの返却要請があったとしても、必ずしも返却の義務を負わない。
3. 「病理臓器」、「病理標本」は何れも検体由来者や家族から病院長もしくは施設長が「信託(trust)」を受け、病理医は二者を適正に管理する義務を負う、思慮される。
4. 信託を受けるには、検体由来者あるいは家族や代諾者から書面による承諾が必要である。

承諾書には、

- 1) 「病理臓器」は一定期間、「病理標本」は半永久的に保管されること、
- 2) 医学教育や病理業務の精度管理の他、医学研究にも使用すること、
- 3) ゲノム遺伝子解析研究に利用する際にはヒトゲノム遺伝子解析研究に関する倫理指針に規定された倫理委員会の審査を別途受けること、

などを明記する。

参考：保険医療機関及び保険医療費担当規則(昭和32年4月30日)

第九条：保険医療機関は、療養の給付の担当に関する帳簿及び書類その他の記録をその完結の日から三年間保存しなければならない。ただし、患者の診療録にあっては、その完結の日から五年間とする。

#### 13. 平成16年度認定病院、登録施設(第27回)審査について

認定病院・登録施設としての申請は、25件、10件であった。審査の結果、それぞれ21件、10件が承認された。なお、

認定病院の申請で承認されなかった2件は、登録施設として承認された。

認定(登録)期間は、平成16年4月1日から平成18年3月31日までである。

#### (1) 認定病院

認定番号	病院名
1025	社会福祉法人函館厚生院函館中央病院
2033	大館市立総合病院
2034	岩手県立胆沢病院
2035	財団法人脳神経疾患研究所附属総合南東北病院
3119	大田原赤十字病院
3120	春日部市立病院
3121	独立行政法人国立病院機構東京病院
3122	独立行政法人国立病院機構横浜医療センター
4069	掛川市立総合病院
4070	静岡県立静岡がんセンター
4071	春日井市民病院
5001	独立行政法人国立病院機構京都医療センター
5075	医療法人愛仁会千船病院
5076	関西電力病院
5077	大阪府済生会中津病院
5078	医療法人 明和病院
6035	鳥取赤十字病院
6036	独立行政法人労働者健康福祉機構山陰労災病院
7034	医療法人北九州病院北九州総合病院
7035	独立行政法人労働者健康福祉機構九州労災病院
7036	社会福祉法人恩賜財団済生会熊本病院

#### (2) 登録施設

認定番号	病院名
1024	留萌市立病院
4091	金沢市立病院
4092	福井県済生会病院
4093	岐阜県厚生農業協同組合連合会中濃病院
5079	泉大津市立病院
6047	国家公務員共済組合連合会高松病院
6048	高知県立幡多けんみん病院
7051	沖縄県立那覇病院
7052	医療法人沖縄徳洲会南部徳洲会病院
7053	医療法人かりゆし会ハートライフ病院

#### 14. 常任理事会報告(平成16年10月~12月)

##### ◎第6回(平成16年10月19日(火))

1. 地域病理ネットワーク検討委員長は、井内委員長に継続してお願いすることにした。
2. ドイツ病理学会会員留学生の受入れは、Dr. med. Michel Vieth氏(37歳)の受け入れを承認した。た

だし、金額については、来日期間の関係で調整することもあることにした。

3. 春秋の学術集会のあり方について、概要案を作成し、検討した。
4. 学術奨励賞の他に学会賞とか学術賞(仮称)を設ける方向で検討することにした。
5. 第1回日本病理学会カンファレンス(2004 ひろしま)の報告を広報することにした。
6. 「診断病理」編集委員会並びに「診断病理」部会報編集委員会は、病理専門医制度運営委員会に所属する委員会として位置付けることにし、「診断病理」編集長は、病理専門医制度運営委員会委員及び編集委員会委員とすることを理事会に提案することにした。
7. 病理専門医制度運営委員会では、本学会研修施設(認定病院、登録施設)の病院長に研修施設認定証発行に関するアンケート調査を行うか検討していると報告があった。
8. 9月27日に開かれた倫理委員会の審議経過報告があった。
9. 本法人に対する文科省の実地検査が12月21日に行われる通知があった。
10. 秋期理事会・総会の議題を決めた。
11. 9月15日、衛生検査所病理部門連絡協議会が開かれ、病理診断施設(仮称)の実現に関し、協議した。後日、これに関する要望書が提出された。今後は、医療業務委員会で協調して対処することにした。
12. 岡崎悦夫会員から、「英国における医系技術者の病理領域における職務分担」についての情報が寄せられた。
13. 9月30日の19学会連絡会議において、「医療事故に関する共同声明(案)」が採択されたと報告があった。

#### ◎第7回(平成16年11月18日(木))

1. 秋期理事会・総会の諸資料を決めた。
2. 「春・秋の学術集会に関するアンケート結果に基づく改定(案)」を検討した。さらに学術委員会等の関係委員会で検討してもらうことにした。
3. 病理専門医部会の開催と部会費の用途について、審議した。同部会の会議開催(案)として、学術評議員会と病理専門医部会を連続した時間帯で行うこととし、できれば来春の総会から実施できるように理事会に提案することにした。また、部会費の用途については、病理専門医制度運営委員会に諮り、収支予算に反映させることにした。
4. 病理科の標榜化及び病理診断施設(仮称)の設置等の対応のために、「診断病理体制専門委員会(仮称)」(かつてあった委員会名と同名称)を設置することに

した。

5. 「医療関連死の調査分析モデル事業について」の厚労省班会議において、モデル地区が選定されようとしている。これには今回の解剖が病理と法医の合同解剖になるということであり、複数の医学部を有する東京、神奈川、愛知、大阪、福岡をコアとし、その他の地域は手上げ方式で加えるという基本案が出て、選定された場合は、各機関に協力してもらえるよう要請することになった。本学会として医療関連死に関わる第3者機関設置の最近の動向のコメントを出し、会員に周知していくことにした。
6. 厚生労働大臣の懇談会「がん医療水準均てん化の推進に関する検討会」において、がん医療における地域格差の要因について検討を行い、その是正のための具体的方策の話し合いが行われている。これまでの議論の中で病理専門医の不足も指摘されていることの報告があった。
7. 日本学術会議会員候補者として、本学会から15名の会員の情報提供を行うことにした。

#### ◎第8回(平成16年12月8日(木))

1. 秋期理事会・総会が終了したことに伴い、問題点のまとめを行った。
2. 剖検情報委員会で作成した『「剖検輯報」が「疫学研究に関する倫理指針」に沿った発行者、データベースであるための要件について』を広報することにした。
3. 「診断病理」編集長は、公募することにした。
4. 医療関連死の調査分析モデル事業に関する病理側の各地区での担当者を選出した。
5. 平成17年度技術講習会開催の担当者は、笹野公伸教授(東北大学)に決まり、秋期特別学術集会時に開催する見込みとなった。
6. 「診断病理体制専門委員会II(仮称)」は、当面、病理診断施設(仮称)の設置、診療科標榜等の要望について検討し、厚労省医政局指導課長を通じて話し合っていくことにした。
7. 研修施設の認定料の設定(新規)、大学病院の研修病院の指定(規定改訂)等の件は、種々問題もあり、再検討することにした。
8. 12月15日に口腔病理専門医の広告等の件で、田原克志厚労省医政局総務課保険医療技術調整官と打ち合わせるようになった。
9. 12月27日の学術委員会で宿題報告(再募集により応募者は12名)及びA, B演説の担当者を選出することにした。
10. ドイツ病理学会会員のMichel Vieth氏には、50万円を助成することにした。

## 15. 会員の訃報

以下の方々がご逝去された。

門田 尚 学術評議員 (平成 16 年 12 月 4 日ご逝去)

浅野 正英 学術評議員 (平成 16 年 12 月 11 日ご逝去)

大塚陽一郎 学術評議員 (平成 16 年 12 月 27 日ご逝去)

## お知らせ

### 1. 第 19 回冬季札幌がんセミナーについて

会 期：平成 17 年 2 月 12 日～13 日

会 場：ロイトン札幌

連絡先：第 19 回冬季札幌がんセミナー 事務局  
〒 060-0042 札幌市中央区大通西 6-6  
北海道医師会館内 (財)札幌がんセミナー  
TEL 011-222-1506 FAX 011-222-1526  
E-mail: scs-hk@phoenix-c.or.jp

### 2. 第 3 回関東ホルモンと癌研究会について

会 期：平成 17 年 4 月 23 日

会 場：経団連会館

連絡先：関東ホルモンと癌研究会 事務局  
〒 170-8455 豊島区上池袋 1-37-1  
(財)癌研究会附属病院  
TEL 03-5394-3885 FAX 03-5394-3886

### 3. 第 5 回 (平成 17 年度) 財団法人材料科学技術振興財団山崎貞一賞候補者の募集について

申込み締切り：平成 17 年 4 月 30 日

連絡先：(財)材料科学技術振興財団山崎貞一賞 事務局  
〒 157-0067 世田谷区喜多見 1-18-6  
TEL 03-3415-2200 FAX 03-3415-5987  
E-mail: prize@mst.or.jp

### 4. 第 16 回前立腺がんワークショップについて

会 期：平成 17 年 9 月 9 日

会 場：国立がんセンター国際交流会館

連絡先：第 16 回前立腺がんワークショップ  
世話人代表 小西 登  
奈良県立医科大学病理病態学講座内  
〒 634-8521 奈良県橿原市四条町 840  
TEL 0744-22-3051 FAX 0744-23-5687  
E-mail: nkonishi@naramed-u.ac.jp

第2回日本病理学会カンファレンス  
日本病理学会カンファレンス2005道後  
―免疫難病への新たな挑戦―

このたび、日本病理学会カンファレンス2005道後「免疫難病への新たな挑戦」を以下の要領で開催する運びとなりました。病理学会カンファレンスは、若手病理学研究者をプロモートすることを目的として、日本病理学会研究推進委員会において企画され、昨年度発足しました。第2回となる今回は、免疫病をテーマに下記日程にて開催すべく準備を進めております。

参加者およびポスター演題を募集いたします。参加希望者はカンファレンス事務局までお申し込み下さい。なお、参加者数は先着順 100名に限定させていただきます。

世話人 能勢真人, 林良夫

日時: 平成17年7月29日(金)13:00 ~ 30日(土)12:00 (合宿セミナー形式)

会場: 道後温泉 ホテル大和屋本店 (愛媛県松山市道後湯之町20-8)

TEL.(089) 935-8880, ホームページ <http://www.yamatoyahonten.com/index.htm>

参加費: 15,000円 (宿泊・食事込み)

招聘講演

池原 進 (関西医科大学 病理学第一)

「難病の革新的治療法 ―移植と再生を利用して―」

植松 智 (大阪大学 微生物研究所 癌抑制遺伝子研究部門)

「自然免疫におけるToll-like receptorの役割」

遠藤 弥重太 (愛媛大学無細胞科学工学研究センター)

「試験管内タンパク質合成法の開発と生命科学 research への応用」

尾崎 承一 (聖マリアンナ医科大学 リウマチ・膠原病・アレルギー内科)

「血管炎と自己抗体」

清野 宏 (東京大学医科学研究所 炎症免疫学分野)

「粘膜免疫と疾患」

坂口 志文 (京都大学 再生医科学研究所 生体機能調節学)

「自己免疫性関節炎自然発症マウス:自己免疫病の遺伝因子、環境因子について」

高柳 宏 (東京医科歯科大学大学院 分子細胞機能学)

「関節リウマチとRANKL」

能勢 真人 (愛媛大学医学部 病因・病態学 ゲノム病理学)

「膠原病のゲノム病理」

林 良夫 (徳島大学大学院 口腔分子病態学)

「シェーグレン症候群発症の分子機序」

本庶 佑 (京都大学大学院医学研究科 分子生物学)

「Production of Autoantibodies and Autoimmune Diseases in PD-1<sup>-/-</sup> Mice」

義江 修 (近畿大学医学部 細菌学)

「リンパ球遊走とケモカイン」

(演者50音順)

応募要項 (詳細は病理学会ホームページ <http://jsp.umin.ac.jp> をご参照下さい。)

ポスター演題募集 (30題限定) 平成17年4月30日〆切

免疫難病に関する演題を、症例報告も含めて奮ってご応募下さい。タイトル・発表者名・所属・抄録本文(600字以内)をMS Word または一太郎で作成の上、事務局までメールでお送り下さい。

参加登録 (先着順 100名限定) 平成17年6月30日〆切

氏名・所属を明記の上、事務局までメールまたはFAXでお申し込み下さい。

■主催 日本病理学会研究推進委員会 日本病理学会カンファレンス2005道後実行委員会

■事務局・演題申込・問合わせ先: 愛媛大学医学部 病因・病態学講座ゲノム病理学分野

〒791-0295 愛媛県東温市志津川 TEL 089-960-5269 FAX 089-960-5271

e-mail: miyazaki@m.ehime-u.ac.jp (事務局 宮崎龍彦)